

議案第20号

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例等（令和元年条例第20号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第14条第1項中「外国語指導助手を除き、」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第14条の2 第2号会計年度任用職員（任期の定めが6月以上の者に限る。）の勤勉手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

2 前条第2項及び第3項の規定は、第2号会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第16条を次のように改める。

(特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第16条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し村長が特に必要と認める第2号会計年度任用職員の給与については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名中「第1号会計年度任用職員の報酬」の次に「、勤勉手当」を加える。

第1条中「報酬」の次に「、勤勉手当」を加える。

第3条第2項中「夜間勤務割増報酬」の次に「、勤勉手当」を加える。

第4条第2項から第6項までの規定中「第9条」を「第10条」に改める。

第16条を第17条とし、第7条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第7条 任期の定めが6月以上の第1号会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として村長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）の勤勉手当については、給与条例第14条の4の規定の例により算定した額に100分の85を乗じて得た額を支給する。この場合において、同条第2項中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第2項中「基準日現在において職員が受けるべき給料月額」は「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内の第1号会計年度任用職員としての在職期間における報酬（第2号会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、任期の定めが6月に満たない第1号会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6月以上に至ったときは、当該第1号会計年度任用職員は、当該会計年度において、同項に規定する任期の定めが6月以上の第1号会計年度任用職員とみなす。

3 前2項に規定する第1号会計年度任用職員が前会計年度の末日まで本村の第1号会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に第1号会計年度任用職員として再度任用さ

れたときの在職期間の扱いについては、在職期間を通算する。

別表第2中「第14条」を「第15条」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成20年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を、「職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則」の次に「（昭和44年規則第13号）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。